一　施行者の名称　静岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　磐田都市計画道路事業三・四・三十一号小立野豊田線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月三十日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　静岡県磐田市池田字林、字馬喰町、字田中、字宿及び字東川原地内
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　静岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年中部地方整備局告示第九十号湖西都市計画道路事業三・五・十一号新所原岡崎線
三　事業施行期間　自平成二十二年六月二十三日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千六百七十六号北部大阪都市計画道路事業三・三・二百五―六号十三高槻線及び三・二・二百二十四―四号十三高槻線
三　事業施行期間　自平成十一年九月三日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　京都府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年近畿地方整備局告示第百二十七号南丹都市計画道路事業三・四・八号並河亀岡停車場線及び三・四・二十六号余部北河原線
三　事業施行期間　自平成二十年八月十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十年近畿地方整備局告示第百二十七号の事業地のうち京都府亀岡市大井町並河坂井地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大阪府知事と共に都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　大阪府及び阪神高速道路株式会社
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年近畿地方整備局告示第百八十二号南部大阪都市計画道路事業三・二・二百十七―二号堺松原線及び一・三・〇―一号大和川線
三　事業施行期間　自平成二十年十二月十六日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第六百九十八号東部大阪都市計画道路事業七・六・二百二十七―五号大阪外環状線附属街路東側三号線
三　事業施行期間　自平成十二年三月二十八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年近畿地方整備局告示第三十五号東播都市計画道路事業三・四・百四十五号加古川別府港線
三　事業施行期間　自平成十七年三月四日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年近畿地方整備局告示第百六十号東播都市計画道路事業三・二・八十号沖浜平津線
三　事業施行期間　自平成二十年十一月十三日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし